

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

**第1条** この規程は、社会福祉法人雲柱社(以下「この法人」という。)の定款第八条及び第二二条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3)この法人の常勤理事とは、第2条2項の役員且つ専従として理事会で決めた担当業務を迫行する者をいう。また、常勤理事以外の理事を非常勤理事という。
- (4)非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5)評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (6)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

**第3条** この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 理事長及び常勤理事は、別表1による報酬を支払うことができる。
- 4 非常勤理事が理事会等に出席したとき又は、評議員が評議員会等に出席したときは、別表2により報酬を支払うことができる。但し、理事長及び常勤理事並びに別紙4に該当する非常勤理事には、別表2の報酬は支払わない。

- 5 非常勤理事及び評議員が、理事会及び評議員会等の出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の委嘱を受けてその業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。但し、理事長及び常勤理事並びに別表4に該当する非常勤理事にはこの報酬を支払わない。
- 6 施設の職員を兼務する非常勤理事が、理事の業務を行った場合は、別表4により報酬を支払うことができる。
- 7 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

#### (報酬等の額の決定)

- 第5条** この法人の全理事の報酬総額は、年間1千万円以内とする。
- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間百万円以内とする。
  - 3 この法人の役員報酬は、評議員の承認を得て定めるものとする。
  - 4 評議員の報酬は、定款第八条の規定の年間報酬総額を超えない範囲で、別表2及び別表3に定める額とする。

#### (費用弁償)

- 第6条** この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 理事長及び常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。
  - 3 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、別表5により旅費出張に要する旅費、宿泊費、宿泊報酬費、その他の支出について、支給することができる。

#### (報酬等の支給日)

- 第7条** 別表1及び別表4に該当する理事の報酬及び、第6条2項の費用については、毎月末日締め翌日15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。
- 2 別表2、別表3、別表5については、必要の都度、支払うものとする。

#### (報酬等の支給方法)

- 第8条** 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

**(弔慰金)**

**第9条** 役員及び評議員であるものまたは、役員及び評議員であったものが死亡した場合次の金額を支給する。

現職の役員及び評議員が死亡した場合。 50,000円

元役員及び元評議員が死亡した場合。 30,000円

**(公表)**

**第10条** この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**(改廃)**

**第11条** この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

**(補足)**

**第12条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

**附則**

この規程は2004（平成16）年4月1日から適用する。

2007（平成19）年4月1日改定

2011（平成23）年5月1日改定

2013（平成25）年3月9日改定

2017（平成29）年4月1日改定

別表1

名 称	報酬（所得税別：月額）
理事長報酬	360,000円
常勤理事報酬	258,000円

別表2

名 称	報酬（所得税別）
理事会等出席報酬 （非常勤理事）	5,000円
評議員会等出席報酬	5,000円

別表3

名 称	報 酬（所得税別）
非常勤理事及び評議員業務 報酬等	10,000円
監事監査指導報酬等	30,000円

別表4

名 称	報酬（所得税別：月額）
非常勤理事報酬 （施設職員兼務）	25,000円

別表5

旅費	宿泊費	宿泊報酬1日 （所得税別）	その他の支出
実費	実費	10,000円	実費